

国土交通省からのお知らせ①

**在宅介護を受けられている方やそのご家族のみなさま、
短期入院協力病院・重点支援病院・短期入所協力施設をご利用ください！**

1. 短期入院協力病院・重点支援病院・短期入所協力施設とは

国土交通省では、「介護料受給資格をお持ちの方」の短期入院・入所（1回の入院・入所が原則2日以上14日以内、**リハビリ目的での短期入院を利用する場合は30日以内**）を積極的に受け入れする一般病院を「**短期入院協力病院**」・「**重点支援病院**」、障害者支援施設等を「**短期入所協力施設**」として指定しています。

【短期入院協力病院とは】

「介護料受給資格をお持ちの方」を積極的に受け入れるとともに、以下のような環境が整っている一般病院を「**短期入院協力病院**」として指定しています。

- 医学的管理の下に、医師による診察、検査及び経過観察を受けられること。
- 介護されている家族の方が、専門家から在宅介護技術（病状観察法、入浴法、食事法など）及びケアの方法等の助言・指導を受けられること。

【重点支援病院とは】

短期入院協力病院のうち、意欲的に**リハビリを提供する協力病院を「重点支援病院」として指定**された協力病院となります。（リハビリ目的以外の利用も可能です）

※どのようなリハビリの提供を受けられるかについては、各病院へお問い合わせください。

【短期入所協力施設とは】

「介護料受給資格をお持ちの方」を積極的に受け入れるとともに、以下のような環境が整っている障害者支援施設等を「**短期入所協力施設**」として指定しています。

- 介護者が介護からの休息を得るためや、冠婚葬祭への出席等により、一時的に介護できなくなった場合において、介護者に代わって介護サービスが提供できること。

2. 全国に短期入院協力病院は202カ所・重点支援病院10カ所、短期入所協力施設は139ヶ所あります

国土交通省が指定している「**短期入院協力病院**」・「**重点支援病院**」・「**短期入所協力施設**」は「自賠責保険（共済）ポータルサイト

（<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/04relief/accident/injury.html#tankibyoin>）」又はQRコードにて、短期入院協力病院・短期入所協力施設のリストがご参照いただけます。



【利用したいときには】

「**短期入院協力病院**」・「**重点支援病院**」・「**短期入所協力施設**」では、短期入院・短期入所・リハビリのご利用にあたっての電話相談窓口を設けております。病院・施設の概要、ご利用の時期・期間、ご利用できるサービスの内容、具体的な申込方法などについて、お気軽にご相談いただき、お近くの協力病院・施設等をぜひご利用ください。

協力病院・施設等に直接ご相談いただくほか、ナスバの各支所でもご相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

※ご留意いただきたい事項

協力病院・施設等においては、**受入可能な症状（損傷部位別（脳損傷など）・種別（特I種など））などを限定している場合があります**。また、**ご利用期間中にご希望されるサービスが受けられない場合があります**。直接、協力病院・施設等にお問い合わせいただき、ご利用期間中の具体的なサービス内容（計画）などについて、**担当者とあらかじめ十分にご相談ください**。

3. 短期入院協力病院・重点支援病院・短期入所協力施設のご利用にあたっては、移送費等の費用の助成を受けることができます

ナスバでは、介護料受給資格をお持ちの方が短期入院・入所等をご利用された場合には、以下の費用を年間45日以内かつ年間45万円以内の範囲で助成しています。具体的な制度の内容や申請方法については、ナスバのHPのほか、お近くのナスバの支所の担当までご相談ください。

【助成対象費用】

- ①入退院・入退所時における移送費として自己負担した額
- ②室料差額及び食事負担金に要する費用として自己負担した額
(1日あたりに換算して1万円が上限額)
- ③ご利用時のヘルパー等の付き添いに要した費用として自己負担した額)

※重要

4. 短期入所協力施設のご利用に際してはご注意くださいことがあります

短期入所のご利用に際し、**介護保険の適用を受けると、ナスバの介護料の受給資格を喪失します。**介護料の受給要件等の詳細につきましては、お近くのナスバの支所の担当までご相談ください。

5. 国土交通省・ナスバ・短期入院協力病院・重点支援病院・短期入所協力施設では相互に連携を図っています

国土交通省、ナスバ及び協力病院・施設等では相互に連携を図っており、ナスバでは ①介護料受給資格をお持ちの方とそのご家族に対して、訪問支援時における協力病院・施設等の積極的なご案内、②ご利用を希望された方への協力病院・施設等とのコーディネート、③ご利用後のフォローアップなど短期入院・入所等をご利用していただくための取り組みを行っています。なお、これらの取り組みの実施にあたっては、介護料受給資格をお持ちの方々の個人情報等について、国土交通省・ナスバと協力病院・施設等との間で情報共有が必要となりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

6. 協力病院・施設等のご利用にあたって

ご家族の事情により急に利用せざるを得ない状況になった場合、利用方法や手続き、ご利用される協力病院・施設等の環境がわからないという不安をいだかないためにも、お近くの協力病院・施設等のお試し利用や職員との面談等による情報共有を行うことを考えられてはいかがでしょうか。

いざというときには、試す時間はございませんし、協力病院・施設等を初めて利用することは介護料受給資格をお持ちの方のご負担になります。いざというときに安心してお任せすることができる病院や施設をお探ししたり、お試しすることは大切です。

短期入院・入所の利用に関しまして、ご不明な点（利用方法、協力病院・施設等へのコンタクト）等がございましたら、ナスバにてご案内いたしますので、お近くのナスバ支所にご相談ください。

国土交通省、ナスバ及び協力病院・施設等では、引き続き、皆様に短期入院・短期入所・リハビリをご利用しやすい環境の整備に努めてまいります。



国土交通省からのお知らせ②

短期入院協力病院のうち、意欲的にリハビリを提供する病院を重点支援病院として指定しましたので是非ご利用ください！

1. 重点支援病院とは

自動車事故により重度後遺障害を負った被害者が病院等における治療によって機能改善が図られた場合であっても、退院後、継続的なリハビリが必要であるが、継続的なリハビリを受けることが難しいとの声を受け、国土交通省では、令和4年度より重点支援病院制度を創設しました。

具体的には、短期入院協力病院として指定されている病院の中から、**意欲的にリハビリを提供する病院を重点支援病院として指定しております。**（リハビリ目的の利用なら入院期間の上限が30日になります。）

<短期入院協力病院・重点支援病院の違い>

短期入院協力病院

在宅重度後遺障害者の短期受入を行う病院であり、医師による診察、検査及び経過観察の他、介護技術等の介護者向けの指導等を受けることができるもの。

重点支援病院

短期入院協力病院のうち、**意欲的にリハビリを提供する協力病院を重点支援病院として指定した**もの。（短期入院協力病院としての利用も可能です）

※どのようなリハビリの提供を受けられるかについては、各病院へお問い合わせください。



短期入院協力病院と
重点支援病院の関係イメージ



令和5年4月末現在

2. 重点支援病院一覧

地域	都道府県	病院名	住所
北海道	北海道	社会医療法人医仁会 中村記念病院	北海道札幌市中央区南1条14-291
東北	宮城県	医療法人社団葵会 葵会仙台病院	宮城県仙台市若林区荒井東1-6-8
関東	東京都	医療法人社団永生会 永生病院	東京都八王子市梶田町583-15
北陸信越	石川県	社会福祉法人恩賜財団済生会 石川県済生会金沢病院	石川県金沢市赤土町二13-7
中部	愛知県	愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院	愛知県田原市神戸町赤石1-1
近畿	大阪府	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院	大阪府高槻市白梅町5-7
中国	広島県	医療法人光臨会 荒木脳神経外科病院	広島県広島市西区庚午北2-8-7
四国	愛媛県	医療法人財団尚温会 伊予病院	愛媛県伊予市八倉906-5
九州	福岡県	国家公務員共済組合連合会 新小倉病院	福岡県北九州市小倉北区金田1-3-1
沖縄	沖縄県	医療法人真徳会 沖縄メディカル病院	沖縄県南城市佐敷字津波古西原2310

国土交通省からのお知らせ⑤

自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰促進に係る環境整備を支援
～自立訓練事業所への補助事業を実施しています！～

補助事業名：社会復帰促進事業
(自動車事故対策費補助)

背景・事業概要

- 頭部外傷を治療する病院や自立訓練を提供する事業所はあるものの、高次脳機能障害が概して目立たず、発見されないことがあるほか、高次脳機能障害に理解のある事業所も多くない状況にあります。そのため、高次脳機能障害の発見が遅れる場合や適切な自立訓練を受けられず、高次脳機能障害を有する者が社会復帰できない状況が生じています。
- 国土交通省では、以下に掲げる支援を組み合わせたモデル事業を実施することにより、**高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰まで切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現**に向けた取り組みの検証を行う。

ネットワーク構築支援



病院の得意な点

高次脳機能障害に対する医学的な評価

事業所の得意な点

病院から社会に出たときの評価

相談ネットワークの構築を支援

自立訓練提供支援



課題

高次脳機能障害に対応できる専門的知識を持つ職員を賃金水準の低さ等を要因として確保が困難

専門的知識を持つ職員の確保を支援

地域連携支援



課題

地域において高次脳機能障害に対する十分な理解・対応力を有する社会資源の存在は限定的

地域ネットワークの構築を支援

補助事業者

事業者名	住所	連絡先
社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団 かがわ総合リハビリテーションセンター成人支援施設	香川県高松市田村町1114	087-867-8422
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団 千葉県千葉リハビリテーションセンター 障害者支援施設 更生園	千葉県千葉市緑区誉田町1-45-2	043-291-1831
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 名古屋市総合リハビリテーションセンター	愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密 柑山1-2	052-835-3814
社会福祉法人奈良県社会福祉事業団 奈良県障害者総合支援センター 自立訓練センター	奈良県磯城郡田原本町 大字多722	0744-32-0200
株式会社ハート&アート リハビリ&デイサービス ダイアリー	埼玉県さいたま市見沼区 南中野930-1	048-682-2151
社会福祉法人広島県福祉事業団 広島県立障害者リハビリテーションセンターあけぼの	広島県東広島市西条町田口295-3	082-425-1455
特定非営利活動法人ほっぷの森 就労準備支援センター あぼかぼ	宮城県仙台市青葉区本町 1-2-5 第3志ら梅ビル4F	022-797-8801



国土交通省

本補助事業の詳細は国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html>



● ナスバからのお知らせ ●

次回（12月期）の介護料請求について

介護料請求書類提出期日：各主管支所より事前に通知します

請求対象：令和5年9月～令和5年11月分

提出書類：「介護料請求書」

「訪問看護等費用領収証明願などの証明書類」添付

! = 労災保険や介護保険とナスバの介護料は併給できません! = !

介護料受給資格者が、労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）給付や介護保険法に基づく介護給付及び予防給付（居宅介護サービス、福祉用具レンタル等）を受けた場合は、**「介護料受給資格喪失」**となり、重複して保険給付を受けた期間に受給した介護料は返還していただくこととなりますのでご注意ください。

※ 気になる点等、詳細は最寄りのナスバ(主管)支所(P25参照)にお問い合わせ下さい。

● 注意すべきケース例 ●

【労災保険】

業務上又は通勤途上における事故で受傷された方が、当初は労災保険の介護（補償）給付を受けていなかったが、その後、労働基準監督署から請求教示があり、労災保険の給付を受けることになったケース。

● 注意すべきケース例 ●

【介護保険】

65歳になるまで障害者総合支援法に基づくサービスを使っていた方が、その後も利用しているサービスの名称や内容に変化がなかったため、介護保険に基づくサービスに切り替わっていたことに気付かなかったケース。

※特に介護保険対象年齢にあたる65歳以上の方はご注意ください! ※

介護保険の対象年齢となる65歳以降の受給者において、引き続き、障害者支援サービスの利用を希望される場合、その可否は、在住されている自治体において個別に判断されます（原則、介護保険サービスの利用が優先されます。）。

このため、障害者支援サービスの引き続きの利用を希望することに関して、受給者等が自治体に申し入れを行う機会がありましたら、ご希望により、その際にナスバ職員が同行して自治体(特別区・市町村の障害福祉および介護保険の担当等)に対し、介護料制度、介護料と介護保険との関係性等の説明を行うお手伝いは可能ですので、65歳になる前に、一度、最寄りのナスバ（主管）支所(P25参照)、訪問支援の際や各主管支所の在宅介護相談窓口（裏表紙参照）にお問い合わせください。

なお、ナスバからは、医療・保健福祉の観点からのコメント（当事者への適切な介護サービスの内容について等）はできません。

また、40歳以上65歳未満の方が、16種類の特定疾病が原因で要介護状態となった場合には、申請により介護保険第2号被保険者となる場合もあり、この場合も**「介護料受給資格喪失」**となりますので、担当のケアマネージャーと意思疎通を図り、十分にご注意下さい。

～訪問支援のご協力のお願い～

(ナスバから訪問支援の連絡があった際は、ご協力をお願いいたします。)

ナスバでは、受給資格者やその介護者の方を対象に訪問支援を行っております。

日頃の介護に関する悩みやご相談を伺って、必要に応じて様々な情報提供を行うとともに、ナスバの介護料制度（介護用品の購入に対する助成や短期入院・入所制度等）のご案内やナスバへのご要望についてもあわせてお伺いしています。

日程の調整を行いながら順次実施しておりますので、その際にはご協力をお願いいたします。

(一部支所では、平日のみでなく、土曜日でも対応可能な日があります。)

また、個別に訪問支援を希望する方がいらっしゃいましたら、お気軽に最寄りのナスバ(主管)支所（P 2 5 参照）にご相談ください。

※なお、訪問支援においては、介護保険や労災保険等との併給がないかどうかについても確認させていただいております。

みなさまにはお手数をおかけしておりますが、重ねてのご協力をお願いいたします。

訪問支援は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国の緊急事態宣言や各都道府県単位の不要不急の外出自粛要請等が発令される場合は、対面による訪問支援を中止し、下記リモート方式の訪問支援に切り替えて実施する場合があります。

感染対策については、個人の判断が基本となりましたが、訪問支援においては、アポイントを取ったうえで、訪問当日は、訪問実施者の検温、訪問直前の「手指の消毒」、「マスクの着用」等の感染予防対策を実施することとし、発熱又は体調不良があった場合、訪問を中止します。また、実施にあたっては、「密閉」「密集」「密接」にならないよう留意します。

Webを活用したリモート方式による訪問支援を実施しています

パソコン、スマートフォン及びタブレットなどを使用したオンラインによる訪問支援を引き続き実施しています。

リモート方式による訪問支援を希望される方（インターネットに繋がる機器をお持ちでない方には、当該機器を無料でお貸しすることができます）は、訪問支援のご案内がありましたら最寄りのナスバ(主管)支所（P 2 5 参照）にお伝え願います。

(リモート方式による訪問支援の留意点)

- ・現在は、オンラインツール「Zoom」又は iPhone 等による「FaceTime」にてご案内しています。
- ・貸出しする機器は「タブレット端末・広角レンズ・モバイルWi-Fiルーター」です。
- ・貸出しする機器を使用する場合を除き、発生する通信料はご負担いただきます。

引き続き、ご理解、ご協力方、よろしくをお願いいたします。

リハビリ目的の短期入院について

リハビリ目的の利用なら入院期間の上限が30日になります。

令和4年4月1日から、リハビリ目的で短期入院を利用する場合に限り、1回あたりの入院期間が2日～最長30日まで利用できるようになりました。

※「リハビリ目的」での短期入院であれば、その期間中にリハビリ以外の治療（検査等）を受けた場合でも対象になります。詳しくはナスバ（主管）支所（P25参照）又は訪問支援の際にお問い合わせください。

※変更点

従来	目的問わず	2～14日以内	上限日数・上限金額 45日以内 かつ 45万円以内 (変更無し)
R4.4.1～	リハビリ目的	2～30日以内	
	リハビリ目的 以外 (レスパイト、検査等)	2～14日以内	

※請求例
リハビリのための入院 20日間
・20日間の入院費用
(室料差額・食事負担額) 10万円
・移送費 3万円



年間の上限日数45日のため
残日数は25日間
年間の上限金額は45万円のため
残金額は32万円

◆必要書類◆

- ① 様式12号の2 (短期入院・入所に係る室料差額負担金及び食事負担金領収証明願)
- ② 領収書または様式12号の2への病院による証明印
- ③ 入院診療計画書（※入院期間が15日以上になった場合のみ：リハビリでの入院であることが記載されているものが必要になります。）

◆注意点◆

- ① リハビリ目的の入院で入院期間が15日以上となった場合は、請求の際、領収書のほかに、リハビリでの入院がわかる『入院診療計画書』(30日以内のもの)の提出が必要になります。
- ② 助成対象は入院費用全体ではなく、従来どおり移送費、室料差額・食事負担額、ヘルパー等費用（変更なし）です。
- ③ 年間の上限日数・上限金額は、従来どおり45日以内かつ45万円以内(変更なし)です。
- ④ リハビリ目的以外の短期入院・入所は、従来どおり原則2日から14日以内の期間が助成対象（変更なし）です。
- ⑤ リハビリ目的の場合のみ介護料申請における入院日数は30日まで拡充されますが、リハビリによる入院受入の可否は、各病院へお問い合わせください。

不明な点は、ナスバ（主管）支所（P25参照）又は訪問支援の際にお問い合わせください。

下限額の介護料請求に係る電子メールでの申請について

介護料請求関係書類の申請者の押印について、令和4年4月から廃止しています（同意書を除く）。

それに伴い、下限額以下の介護料請求に限り、様式10号（介護料請求書）の電子メール申請受付をはじめています。

◆メール申請の手順◆

- ① ナスバホームページより様式10号（介護料請求書）のワードファイルまたはエクセルファイルをダウンロード
 - ② ダウンロードした様式10号（介護料請求書）に、必要事項を入力・保存後、PDF化
- ※ ホームページの様式10号（介護料請求書）の枠外に「○（マル）」を貼り付けましたので、必要に応じてご使用下さい
- ※ 65歳以上の受給者の方は、介護保険被保険者証のPDF又は画像ファイルを用意
- ③ ナスバ各(主管)支所のメール受付専用アドレスへ以下のファイルを送付して下さい
 - ・ 様式10号（介護料請求書）のPDFファイル
 - ・ 65歳以上の受給者の方は、介護保険被保険者証（写し）のPDF又は画像ファイル

◆メール受付専用アドレス◆

アドレスはナスバ(主管)支所（P 2 5 参照）にお問い合わせください。

◆注意点◆

- ① メールタイトルは必ず以下の記載をお願いします。
 - ・お住まいの都道府県名
 - ・認定番号
 - ・受給者氏名【例：〇〇県・●●●●-●●●●●●-●●●●●●●●●●・ナスバ太郎】
- ② 不鮮明・ファイル破損等により請求書等の内容が確認できない場合は、再度提出をお願いしますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 下限額以下の請求について、従来どおり紙媒体でも受付しております。
- ④ 「下限額を超える請求をされる場合（領収書の添付が必要な請求）」又は「短期入院等請求と併せて請求する場合」は、電子メールでの受付はできません。
従来どおり紙媒体でのご提出をお願いします。
- ⑤ 圧縮ファイル等に変換されたファイルは使用しないでください。

ご不明な点は、ナスバ(主管)支所（P 2 5 参照）又は訪問支援の際にお問い合わせください。

～『公益財団法人 交通遺児等育成基金』の給付事業のご案内～

【重度後遺障害を負われた方の児童も対象になります】

交通遺児等育成基金では、自動車事故により重度後遺障害を負われた方の児童（義務教育修了前(0歳～15歳)）が属する、生活困窮家庭を対象に生活・学業のための資金の給付等を行う支援給付事業（社会福祉事業）を実施しております。詳細については以下をご覧くださいの上、ご不明な点があれば下記までお問い合わせ下さい。

●越年資金

金額	(中学生以下の) 児童 1 人につき30,000円
支給時期	12月8日 (金)
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前の児童がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭に対して、新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に支給します。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：11月10日 (金)

●入学支度金

金額	小中学校へ入学する児童 1 人につき60,000円
支給時期	令和6年3月8日 (金)
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前の児童がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭の児童が小学校・中学校に入学する際にお祝いとして支給します。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：2月15日 (木)

●進学等支援金

金額	進学または就職する児童 1 人につき60,000円
支給時期	令和6年 2月9日 (金) (第1回支給日。以降は申込・審査終了後、随時支給。)
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前の児童がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭の児童が義務教育を終了し、上級学校に進学または就職する場合に激励として支給します。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：1月19日 (金) (第1回締切日。以降6月末日まで随時受付。)

●緊急時見舞金

金額	①児童またはその扶養者が死亡または重度後遺障害を負った場合 1 家庭につき100,000円 ②災害により児童の居住する家屋が全壊・半壊の被害を受けた場合 1 家庭につき100,000円 ③その他被害 1 家庭につき50,000円
支給時期	申込確認後随時
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前の児童がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭が不幸や災害被害に遭われた場合にお見舞い金として支給します。 ※申込にあたっては、事前にご連絡下さい。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：随時受付

◆お問い合わせ先：公益財団法人 交通遺児等育成基金

電話 0120-16-3611(通話料無料) または 03-5212-4511

ホームページ <http://www.kotsuiji.or.jp>

● ナスバ所在地一覧 ●

令和5年9月1日現在

名称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X
本部	〒130-0013	東京都墨田区錦糸3丁目2番1号 アルカイスト19階	03-5608-7560	03-5608-8610
札幌主管支所	〒060-0032	札幌市中央区北2条東12-98-42 北2条新川ビル8F	011-218-8155	011-218-8156
函館支所	〒041-0806	函館市美原1-18-10 函館東京海上日動ビル3F	0138-88-1007	0138-44-0555
釧路支所	〒085-0018	釧路市黒金町7-4-1 太平洋興発ビル2F	0154-32-7021	0154-32-7023
旭川支所	〒079-8442	旭川市流通団地2条4-32-1 旭川地区トラック研修センター2F	0166-40-0111	0166-40-0112
仙台主管支所	〒984-0015	仙台市若林区御町5-8-3 宮城県トラック会館2F	022-204-9902	022-782-1825
福島支所	〒960-8031	福島市栄町7-33 福島トヨタビル	024-522-6626	024-522-6627
岩手支所	〒020-0871	盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル	019-652-5101	019-652-5150
青森支所	〒030-0843	青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0551	017-739-0552
山形支所	〒990-0031	山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル2F	023-609-0500	023-615-6037
秋田支所	〒010-0962	秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-863-5875	018-863-5864
新潟主管支所	〒950-0965	新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館2F	025-283-1141	025-283-1143
長野支所	〒381-8556	長野市南長池710-3 長野県トラック会館2F	026-480-0521	026-263-1570
石川支所	〒920-8213	金沢市直江東1-2 石川県自動車会館2F	076-239-3207	076-239-3208
富山支所	〒939-2708	富山市婦中町島本郷1-5 富山県トラック会館1F	076-421-1631	076-421-1637
東京主管支所	〒130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8F	03-3621-9941	03-3621-9944
神奈川支所	〒222-0033	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館	045-471-7401	045-471-7405
千葉支所	〒261-7125	千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビズビル・デポビル11F	043-350-1730	043-350-1731
埼玉支所	〒330-0062	さいたま市浦和区仲町3-12-6 J・S-1ビル6F	048-824-1945	048-824-1946
茨城支所	〒310-0026	水戸市泉町3-1-28 第2中央ビル	029-226-0591	029-226-0592
群馬支所	〒370-0006	高崎市問屋町4-5-4 高崎トラック会館	027-365-2770	027-365-2771
栃木支所	〒320-0811	宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2F	028-651-2701	028-651-2703
山梨支所	〒406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館3F	055-262-1088	055-262-1089
名古屋主管支所	〒460-0003	名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル8F	052-218-3017	052-218-3018
静岡支所	〒420-0837	静岡市葵区日出町1-2 TOKAI日出町ビル1F	054-687-3421	054-205-1617
岐阜支所	〒500-8842	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル	058-263-5128	058-263-0051
三重支所	〒510-0085	四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8F	059-350-5188	059-350-5189
福井支所	〒910-0005	福井市大手3-2-1 福井ビル6F	0776-22-6006	0776-22-6146
大阪主管支所	〒540-0028	大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル10F	06-6942-2804	06-6942-2807
京都支所	〒612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-694-5878	075-694-5875
兵庫支所	〒651-0083	神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル11F	078-271-7601	078-271-7603
滋賀支所	〒524-0104	守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8290	077-585-8291
奈良支所	〒630-8122	奈良市三条本町9-2-1 J R奈良伝宝ビル6F	0742-32-5671	0742-32-5672
和歌山支所	〒640-8157	和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル7F	073-431-7337	073-431-8092
広島主管支所	〒733-0036	広島市西区観音新町2-4-25 第一養興ビル1F	082-297-2255	082-297-2251
鳥取支所	〒680-0006	鳥取市丸山町219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル	0857-24-0802	0857-24-0861
島根支所	〒690-0007	島根県松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル3F	0852-25-4880	0852-25-4887
岡山支所	〒700-0941	岡山市北区青江1-22-33 岡山県トラック総合研修会館	086-232-7053	086-231-6742
山口支所	〒753-0814	山口市吉敷下東1-3-1 山陽ビル吉敷	083-924-5419	083-924-7614
高松主管支所	〒760-0066	高松市福岡町3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル	087-851-6963	087-851-6962
徳島支所	〒770-0003	徳島市北田宮2-14-50 徳島県トラック会館	088-631-7799	088-631-7781
愛媛支所	〒791-1114	松山市井門町1081番地1 愛媛県トラック総合サービスセンター1F	089-960-0102	089-960-0103
高知支所	〒781-8016	高知市南の丸町5-17 高知県トラック会館	088-831-1817	088-831-1824
福岡主管支所	〒812-0016	福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル4F	092-451-7751	092-451-7753
佐賀支所	〒840-0816	佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビルディング4F	0952-29-9023	0952-29-9024
長崎支所	〒850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル(旧:住友生命長崎ビル)11F	095-821-8853	095-821-8854
熊本支所	〒860-0806	熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル6F	096-322-5229	096-322-5261
大分支所	〒870-0905	大分市向原西1-1-27 大分県トラック会館3F	097-558-3155	097-558-3156
宮崎支所	〒880-0913	宮崎市恒久1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館2F	0985-53-5385	0985-53-5396
鹿児島支所	〒890-0062	鹿児島市与次郎2-4-35 K S C鴨池5F	099-213-7250	099-213-7252
沖縄支所	〒900-0021	那覇市泉崎2-103-4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会3F	098-916-4860	098-835-4214

※上記の各主管支所では、介護料を受給されている皆様とご家族のための「在宅介護相談窓口」を設けて電話相談をお受けしております。詳しくは本誌裏表紙をご参照ください。

● 在宅介護相談窓口(電話相談)のご案内 ●

ナスバでは、各主管支所に「在宅介護相談窓口」(以下「相談窓口」といいます。)を開設しています。開設曜日と時間帯は次表のとおりです。

この「相談窓口」は、読者の皆さまの精神的サポートの一環として開設しており、看護師や介護福祉士などの専門的な資格と経験をあわせ持つ相談員を配置することにより、読者の皆さまからの電話によるご相談に対応しています。

介護に関するご相談をはじめとする様々な内容につきまして、お気軽にご利用下さい。

主管支所名	電話番号	曜日	時間帯
札幌主管支所	011-218-8155	木	13:00-17:00
仙台主管支所	022-204-9902	金	10:00-12:00 13:00-15:00
新潟主管支所	025-283-1141	(第2・第4) 木	9:00-12:00 13:00-16:00
東京主管支所	03-3621-9941	火・金	9:00-12:00 13:00-16:00
名古屋主管支所	052-218-3017	木	13:00-17:00
大阪主管支所	06-6942-2804	水	13:00-17:00
広島主管支所	082-297-2255	毎開業日	9:00-12:00 13:00-17:15
高松主管支所	087-851-6963	金	9:00-16:00
福岡主管支所	092-451-7751	木	13:00-17:00

● 「ほほえみ」は、皆様からの投稿をお待ちしています ●

受給者及び介護者の皆様の体験談やご自身の趣味、介護のアイデア、バリアフリー化したご自宅の紹介、また、表紙に使用する“四季”を表現した写真や絵を随時募集しております。ご投稿いただける場合は、下記編集部【応募先】へ郵送で記事原稿をお送りいただくか、最寄りのナスバ(主管)支所(P25参照)にご連絡下さい。

※なお、誌面の都合上、次の号に掲載出来ない場合がありますので、ご了承下さい。掲載された方には、薄謝ながら図書カードを贈呈させていただきます。

【応募先】〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1
(独)自動車事故対策機構 ほほえみ編集部 までお願いします。

ナスバ交通事故被害者ホットラインのご案内

【ナスバ交通事故被害者ホットライン】では、交通事故被害者やそのご家族等の皆様のお困り事の内容に応じて、無料で相談いただける窓口をご案内しています。

NASVA
交通事故被害者ホットライン
☎0570-000738

※受付時間 10:00~12:00
13:00~16:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。
固定電話からは、通常より低額な3分約9円の通話料でご利用できます。
※IP電話からは、03-6853-8002 をご利用下さい。

「ほほえみ」2023年『秋号』第83号
令和5年9月30日発行

発行 独立行政法人自動車事故対策機構
〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1
TEL 03-5608-7560
FAX 03-5608-8610
ホームページ <https://www.nasva.go.jp>